

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和5年7月11日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画道路 3・4・11号西間門新谷線
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課
(郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号)
清水町役場都市計画課
(郵便番号411-8650 駿東郡清水町堂庭210番地1)
- 4 縦覧期間
令和5年7月11日(火)から令和5年7月25日(火)まで
(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)